

2022年度高齢者支援センター運営事業評価項目の見直しについて（案）

高齢者支援センター運営事業評価について、2021年度に、全センターで事業の実施水準を満たしている項目の削除や、他の評価項目と一体的に確認することが適切であるものを統合するなど、項目の整理を行ったところです。

そのため、2022年度の事業評価では、評価項目の大幅な見直しは実施せず、評価項目の文言修正を主とした見直しを行います。

（見直しの内容）

＜高齢者支援センター＞

1 新たな評価項目の追加

次の項目を追加します。

【評価項目：43】

地域ケア会議の開催にあたり、介護保険法第115条の48第5項（守秘義務）の遵守を担保するため、必要に応じ、誓約書、若しくはそれに準じた書類への署名が行われているかを確認します。

※介護保険法第115条の48第5項

「会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。」

2 評価項目の文言修正

次の評価項目の内容について、より適切な文言に修正します。

【評価項目：12、24、28、42、51、52、55、62、63】

※評価項目12の文言修正に関連して、利用者アンケート問3（1）の文言も修正します。

修正前「(1) 職員の受け答えは親切丁寧ですか？」

修正後「(1) 職員の説明は理解出来ましたか？」

＜医療と介護の連携支援センター＞

1 評価項目の削除

下記の項目について削除します。

【評価項目：14】

仕様書に業務内容として記載されているが、2020年度と2021年度の評

価において、センターが実施水準を満たしていることが明確に確認でき、今後も水準の維持が見込まれるもの

2 評価項目の文言修正

次の評価項目の内容について、より適切な文言に修正します。

【該当項目：18、30】

※評価項目18の文言修正に関連して、高齢者支援センター向けアンケート問2を削除し、問5-2を追加します。

【削除】問2「医療と介護の連携支援センターが高齢者支援センター向けに行う介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの実践力向上につながる取組みの内容は、適切だと思いますか？」

【追加】問5-2「上記の研修会等は、介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの質の向上に役立ちましたか？」

※上記の研修会等とは、問5-1に記載のある「医療と介護の連携支援センターが実施した在宅医療・介護連携に関する研修会等」を指します。